

学会誌『消費者法』投稿規程

この規程は、消費者法学会が年1回発行する学会誌『消費者法』への投稿に関して、必要な事項を定める。

1. 投稿原稿の種類

投稿できる原稿は、消費者法学に関する未発表の、論文とする。

2. 投稿資格

投稿資格は消費者法学会の会員に限る。

3. 原稿の執筆要領

- (1) 原稿は横書きとする。
- (2) 論文等の分量 16000字程度とする。
- (3) 本文中の見出しは、1→(1)→(A)→(i)の順とする。
- (4) 文献の引用

①文献の引用は、単行本の場合には、著者名『書名』（発行所名、発行年）該当頁を記載し、雑誌論文の場合には、著者名「表題」掲載雑誌名、巻、号（発行年）該当頁とする。

欧文の場合もこれに準ずる。また、欧文の著書名、雑誌名はイタリックとする。

なお、自著の引用に当たっては、「拙著」「拙稿」等による表示は避け、氏名を用いる。

②文献を再度引用する場合には、著者名・前掲注（注番号）引用頁の形で引用する。

(5) 判例引用

判例の引用は、裁判所名（判・決）年月日出典とする。なお、年号の記載については、元号、西暦、両者併記のいずれでもよいものとする。

(6) 注は、1) 2) …n) の記号で本文該当箇所に明示し、脚注とする。

4. 原稿提出

(1) 原稿には、所定の表紙（学会HPよりダウンロード可能）に、下記の事項を記載し添付しなければならない。なお原稿自体には、表題だけを記載し、著者の氏名を記載してはならない。

- ① 著者の氏名・所属
- ② 表題（和文および欧文）
- ③ 住所、電話番号、FAX番号及びe-mailアドレス

(2) 原稿には、400字以内の和文要旨、キーワード（5つ）及び60語以内の英文要旨を必ず添付する。既発表の論文等と重複する部分を含む論文等の場合には、既発表の論文等を添付しなければならない。

(3) 原稿には、使用ソフトないし機種を明示した形で電磁情報を必ず添付する。

(4) 原稿は3部提出するものとする。

(5) 上記のものを、消費者法学会事務局宛に郵送する。

日本消費者法学会事務局所在地
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
(株)民事法研究会内

5. 締切日及び原稿受理日

投稿締切日は各年の4月30日とし、消印をもって原稿受理日とする。

6. 審査

(1) 受理された原稿は、直ちに査読規程に定める査読手続に付され、投稿規程に合致していることが審査により確認された後、査読を委嘱された者の審査を受ける。

(2) 以下の諸点の評価に基づき、原稿が機関誌への掲載にふさわしい水準であるかどうか、総合的に判定される。

- ① 内容について：論旨の明確性、内容の独創性、方法の妥当性、資料の信頼性等。
- ② 表現について：表題、文献引用、用語、注、図表の適切性等。

(3) 審査結果は、「採用」、「不採用」、「補正の上採用」のいずれかで通知される。

(4) 「補正の上採用」に該当した原稿は、投稿者による補正の後（原則として通知から 2 週間以内に補正の上、再提出することを要す）、再度査読手続に付される。この審査による補正後の不採用もあり得る。

(5) 「不採用」に該当する原稿は、新たな原稿とみなされる程度に改訂された場合に、新たな審査に付される。

7. 原稿の掲載

(1) 「採用」とされた原稿のうち、原則として原稿受理日の早いものから 3 ないし 4 本を掲載する。

(2) 掲載にあたっては、上記の執筆要領をガイドラインとして、編集委員会が裁量で、形式を統一することがある。

8. 著者校正

著者の校正は初校についてのみ行う。校正は、誤植の訂正程度に止め、文章、図表等の大幅な訂正、変更は認めない。

附則

この規程は、2010 年 12 月 1 日より施行する。